

正 誤

ページ

段

行

正

令和五年六月六日（号外第百十九号）目次欄中

（原稿誤り）

二一

九（法務一四三）

（出入国在留管理庁一）

同日（同号外）法務省告示第百四十三号（出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し出入国在留管理庁長官が定める国、地域及び行政区画を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二二

一 法務省告示第百四十三号
六 法務大臣 齋藤 健

出入国在留管理庁告示第一号
出入国在留管理庁長官 菊池 浩